

平成30年度

教育委員会に関する事務の管理及び執行 の状況の点検・評価報告書

(平成30年度実施事業分)



「豊かな自然の中でみんなが創る笑顔輝く元気なまち」

平成31年3月

曾於市教育委員会

はじめに

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部改正により、平成20年4月から、教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表する必要があります。

このため、本市教育委員会では、「教育に関する学識経験を有する者の知見の活用を図る」ため、学識経験者、保護者、関係団体で構成する「曾於市教育委員会の権限に属する事務の外部評価委員会」を設置し、教育委員会の事務の管理・執行状況について、毎年点検及び評価を実施しています。併せて、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、市のホームページで公表しています。

点検及び評価の具体的な項目や指標については、国で項目等は定めず、各教育委員会が、その実情を踏まえて決定し、議会や地域住民の意見を受けて改善を図ります。

本報告書は、効果的な教育行政の推進と市民への説明責任を果たすため、法第26条の規定に基づき、平成30年度に実施した施策及び施策を構成する事業に係る事務の管理・執行状況についての点検及び評価を行ったものです。

曾於市教育委員会は、この点検及び評価の実施を通じて、施策の効果の検証と改善（PDCAサイクルの確立）を図りながら、教育環境を整備・充実するとともに、教育施策を着実に推進していきたいと考えていますので、皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

平成31年3月

曾於市教育委員会

曾於市教育委員会の権限に属する事務の外部評価委員会委員

No	役職名	区 分		氏 名
1				中 野 陽 子
2				山 中 夕 起 子
3	委員長	学識経験者	行政経験者	島 子 正 一 郎
4	副委員長	保護者	小学校PTA会長	比 良 淳 也
5		学識経験者	南九州大学教授	早 川 純 子

目 次

1 教育委員会の活動状況について

- (1) 教育委員の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
- (2) 教育委員会の会議の開催状況・・・・・・・・・・ P 3
- (3) 教育委員会委員の活動の概要について・・・・ P 6
- (4) 成果と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 7

2 教育委員会に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価報告書

- (1) 点検・評価の流れについて・・・・・・・・・・ P 8
- (2) 評価の方法について・・・・・・・・・・ P 8
- (3) 点検・評価項目について・・・・・・・・・・ P10

◎ 点検・評価報告書

☐ 総務課実施事業

- ① 財部小・北小・南小通学バス運行事業（財部分室）・・・・ P11

☐ 学校教育課実施事業

- ① I C T支援員配置事業・・・・・・・・・・ P13
- ② 特別支援教育支援員配置事業・・・・・・・・ P15

☐ 社会教育課実施事業

- ① 曾於市まちづくり行政情報出前講座事業・・・・ P17
- ② かごしま学校応援団事業・・・・・・・・・・ P19

3 参考資料

資料 1 点検・評価に係る経過・・・・・・・・・・ P21

資料 2 曾於市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況
の点検及び評価の実施に関する規則・・・・・・・・ P22

1 教育委員会の活動状況について

(1) 教育委員の状況

ア 平成31年3月1日現在の委員数 5人（男性2人，女性3人）

イ 現教育委員

職 名	氏 名	委 員 任 期	備 考
教 育 長	瀬 下 浩	H30.6.27～H33.6.26	①
職務代理人	馬 場 雅 子	H28.12.27～H32.12.26	④H30.6.27～職務代理人
委 員	川 畑 和 徳	H30.10. 5～H34.10.4	②
委 員	須 田 郁 子	H27.10. 5～H31.10.4	②
委 員	長 野 かおり	H29.12.27～H33.12.26	②

注 備考欄の丸数字は，期数を表す。

(2) 教育委員会の会議の開催状況（平成30年度）

ア 開催回数

(7) 平成30年度（平成30年）

① 定例会 12回（12回）

② 臨時会 1回（1回）

イ 定例教育委員会及び臨時教育委員会での議案件数

(7) 平成30年度（平成30年）

① 議 案 23件（31件）

② 報 告 20件（19件）

ウ 会議録の作成方法

録音による会議録作成

エ 定例教育委員会及び臨時教育委員会における主な審議内容

区分	開催日	付 議 案 件 等
平成30年 第4回(4月) 定例会	30.4.13	1 議案 (1) 曾於市小規模校入学特別認可制度に関する規則の一部を改正する規則の制定について 2 報告 (1) 教育委員会事務局職員の人事異動について (2) 就学指定変更の申立てについて (3) 区域外就学の願い出について (4) 区域外就学の届出について
第5回(5月) 定例会	30.5.10	1 議案 (1) 曾於市全国大会等参加補助金等交付要綱の一部を改正する告示の制定について

区分	開催日	付 議 案 件 等
		(2) 平成30年度一般会計教育費補正予算（第1号）について 2 報告 (1) 平成29年度一般会計教育費補正予算（第9号）について 3 研修 (1) 旧岩川高校視察（岩川小改築移転）
第6回(6月) 定例会	30.6.11	1 議案 (1) 平成29年度教育委員会に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価報告書について 2 研修 (1) 指導主事の業務の現状と課題
第7回(7月) 定例会	30.7.9	1 議案 (1) 岩川小学校改築設計業務プロポーザル審査会設置要綱（案）の制定について (2) 附属機関に係る委員の任命又は委嘱について 2 報告 (1) 曾於市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について (2) 曾於市教育委員会の事務局文書取扱規程の一部を改正する訓令の制定について (3) 曾於市教育功労者表彰規程の一部を改正する訓令の制定について
第8回(8月) 定例会	30.8.10	1 議案 (1) 平成30年度一般会計教育費補正予算（第3号）について (2) 平成31年度使用中学校教科用図書（特別教科道徳）採択について 2 研修 (1) 子ども議会傍聴
第9回(9月) 定例会	30.9.10	1 議案 (1) 曾於市就学援助規則の一部を改正する規則（案）の制定について 2 報告 (1) 就学指定変更の申立てについて (2) 区域外就学の願い出について 3 研修 (1) 全国学力・学習状況調査の結果について

区分	開催日	付 議 案 件 等
第10回(10月) 定例会	30.10.10	1 報告 (1) 区域外就学の願い出の協議について 2 研修 (1) 大隅学校給食センター試食
第11回(11月) 定例会	30.11.9	1 議案 (1) 指定管理者の指定について（図書館） (2) 指定管理者の指定について（郷土館） (3) 平成 30 年度一般会計補正予算（第 6 号）について 2 研修 (1) 原村遺跡発掘調査現地視察
第12回(12月) 定例会	30.12.13	1 議案 (1) 損害賠償の額を定め、和解の専決処分について (2) 附属機関に係る委員の任命又は委嘱について 2 報告 (1) 就学指定変更の申立について 3 研修 (1) 菅牟田小学校特別教室棟改築工事視察
平成31年 第1回(1月) 定例会	30.1.18	1 議案 (1) 曾於市教職員住宅条例の一部を改正する条例（案）の制定について (2) 曾於市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定について (3) 曾於市歴史民俗資料館及び郷土館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について 2 報告 (1) 区域外就学の願い出の協議について
第2回（2月） 定例会	31.2.14	1 議案 (1) 平成 30 年度一般会計補正予算（第 9 号）（教育費）について (2) 平成 31 年度一般会計予算（教育費）について (3) 就学指定変更の申立てについて 2 報告 (1) 就学指定変更の申立てについて (2) 区域外就学の願い出について (3) 区域外就学の届出について

区分	開催日	付 議 案 件 等
第1回(3月) 臨時会	31.3.9	1 議案 (1) 平成31年度鹿児島県教職員の定期人事異動に関する 内申について
第3回(3月) 定例会	31.3.14	1 議案 (1) 曾於市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する 規則(案)の制定について (2) 曾於市全国大会等参加補助金等交付要綱の一部を改 正する告示(案)の制定について (3) 附属機関に係る委員の任命又は委嘱について 2 報告 (1) 就学指定変更の申立てについて (2) 区域外就学の願い出について (3) 区域外就学の届出について

オ 会議運営上の主な工夫

- ① 議案、報告とは別に「その他」の項目を加え、その時々にあった課題について協議した。
- ② 定例会の会議後を使って、委員だけで自主研修を開催した。
- ③ 定例会後に講義や研修を行った。

(3) 教育委員会委員の活動の概要について（平成30年度）

ア 計画学校訪問

(7) 平成30年度 市計画学校訪問

- | | |
|-----------------|--------|
| ① 檉小学校 | 5月28日 |
| ② 深川小学校, 柳迫小学校 | 5月31日 |
| ③ 大隅南小学校, 財部中学校 | 6月4日 |
| ④ 大隅中学校, 中谷小学校 | 7月10日 |
| ⑤ 末吉中学校, 諏訪小学校 | 10月3日 |
| ⑥ 末吉小学校, 菅牟田小学校 | 10月16日 |
| ⑦ 岩川小学校, 財部北小学校 | 10月31日 |

イ 関係者との意見交換会

(7) 平成30年度

- | | |
|------------------|-------|
| ① 母親代表者会総会・市P連総会 | 5月19日 |
| ② 総合教育会議 | 5月23日 |

- | | | |
|---|------------|----------|
| ③ | P T A と語る会 | 7 月 14 日 |
| ④ | 市 P 連の集い | 12 月 1 日 |

ウ 自主研修，施設研修，事業視察等

(7) 平成30年度

- | | | | |
|---|-------|--------------------|-----------|
| ① | 自主研修会 | 指導主事の業務の現状と課題 | 6 月 11 日 |
| | | 子ども議会傍聴 | 8 月 10 日 |
| | | 全国学力・学習状況調査の結果について | 9 月 10 日 |
| ② | 施設研修 | 旧岩川高校視察（岩川小改築移転） | 5 月 10 日 |
| | | 大隅学校給食センター試食 | 10 月 10 日 |
| | | 原村遺跡発掘調査現地視察 | 11 月 9 日 |
| ③ | 報 告 | 全国学力・学習状況調査の結果について | 9 月 10 日 |
| ④ | 自主研修会 | 教育委員による評価及び総括について | 5 月 10 日 |
| ⑤ | 事業視察 | 菅牟田小学校特別教室棟改築工事視察 | 12 月 13 日 |

エ 各種研修への参加

(7) 平成30年度

- | | | |
|---|----------------------------|--------------|
| ① | 県教育行政説明会（鹿児島市）2 名出席 | 4 月 16 日 |
| ② | 市町村教育委員会連絡協議会総会（鹿児島市）4 名出席 | 5 月 21 日 |
| ③ | 県市町村教育委員会委員研修（鹿児島市）2 名出席 | 8 月 1 日 |
| ④ | 曾於地区管外研修 4 名出席（屋久島町） | 11 月 5 ・ 6 日 |

オ 各種行事への参加

- | | |
|---|------------------------------|
| ① | 陸上記録会，運動会・体育大会，入学式，卒業式等 |
| ② | 岩川小改築プロポーザル審査会 |
| ③ | 総合大学開講式・子どもフェスタ・健康づくり駅伝大会 |
| ④ | 教育県民週間学校訪問 |
| ⑤ | 県立曾於高等学校入学式・卒業式・体育祭・合唱コンクール等 |

(4) 成果と課題

ア 当面する課題等については，内容の充実した資料等によりよく説明され，判断もしやすかった。

イ 定例会又は定例会の前後において，フリートークの時間を設け，テーマを定め，教育行政全般に係る自由闊達な議論などを通して教育委員としての資質向上を図ることができた。

ウ 議案については，審議内容を深めることと議事進行を早くするために，事

前配布を徹底するように努めた。

エ 教育委員の活動状況を市民に周知するため、会議の公開、会議録の開示をさらに積極的に進めていく。また、ホームページを有効に活用する。

オ 移動教育委員会や自主研修会を、積極的に開催する。

2 教育委員会に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価報告書

(1) 点検・評価の流れについて

ア 点検及び評価の視点

点検・評価に当たっては、次の3つの視点により進めた。

(ア) 市民等の視点

市民やサービスの受け手、関係する企業や団体などの公的サービスに対するニーズの多様化や変化を的確に把握し、迅速に対応できているか、市民等の視点に立って仕事のあり方を見直す。

(イ) コスト削減の視点

事業費や従事する職員の人件費などの経費を含めて全体経費を把握し、効率的・効果的な執行が図られているかどうかを点検する。

(ウ) 職場活性化の視点

職員が自らの仕事のあり方について評価することで、仕事を客観的に見つめ直し、コスト意識やサービス精神の改善につなげるとともに、一人一人が組織目標を常に考え、柔軟で効率性を考えた取組を進める。

イ 点検・評価シートの活用による内部評価・点検の実施

施策等の成果を分析・検証するために点検・評価シート（点検・評価規則様式第1号）を作成した。

ウ 点検・評価シートを用いた外部評価の実施

主務課長が作成した点検・評価シートによる内部評価に対して客観的な意見を述べてもらった。

エ 点検・評価報告書の作成

点検・評価シートにより内部評価及び外部評価をとりまとめ、教育委員会の会議に付議し、市議会（文教厚生常任委員会を経由して）に提出するために、点検・評価報告書（点検・評価規則様式第2号）を作成した。

(2) 評価の方法について

ア 点検・評価の概要

(ア) 点検・評価シートの事業名、事業の概要、事業コスト、実績と成果などの基本情報などの基本情報を記入

- (イ) 評価項目の各着眼点の評価理由・説明等の記入(評価点1～4の選択)
- (ウ) 総合評価及び評価を踏まえた事業の課題を記入
- (エ) 外部評価の実施
- ① 評価項目の評価点の記入
- ② 点検・評価に関するコメントの記入

イ 項目別評価

点検・評価シートを用いて事業の成果を測定するとともに課題を把握し、より良い事業の展開に向けた改善へとつなげていくため、以下の4つの評価項目について、8つの着眼点により評価を行った。

① 評価項目等の一覧

評価項目		項目の説明	着眼点（各4点満点）
1	適 応 性	現在の市民ニーズや社会経済情勢に照らして、事業の必要性があるかどうか、状況の変化に対応しているかどうかを評価する。また、必要な場合でも、市が行う必要があるのか、他の実施主体は考えられないのか、役割分担は適切かどうかを評価する。	① 市民ニーズや社会経済情勢の現状に適しているか。
			② 事業を市が行う必要性があるか。
2	有 効 性	目的を達成するために最も効果的な手法、内容、実施水準となっているか、他の方法がないかを評価します。また、この事業は施策や運営方針、その他本市で策定した各種計画・プラン・指針等の目的の実現のどの程度寄与しているかを評価する。	③ 事業の目的に照らして効果的な手法か。
			④ 施策や運営方針等の目的の実現に寄与しているか。
3	目 標 達 成	これまでの経過や他市の水準などと比較して、目標の設定水準が適切かどうか、事業の目的を達成するために最適な目標かどうかを評価します。併せて、その目標の達成状況を評価する。	⑤ 目標の水準は適切か。
			⑥ 計画通りに目標を達成できたか。
4	効 率 性	事業のコストがかかり過ぎていないか、最小の経費で最大の効果を発揮しているか、無駄がないかなど、経済性の面から評価する。また、事務作業に無駄がないか、更なる効率化が図られないかを評価する。	⑦ コストは縮減しているか。
			⑧ 事務は効率的に行われているか。

② 着眼点の評価

着眼点評価	着眼点に即した取組
4	十分できている
3	できている
2	あまりできていない
1	できていない

ウ 総合評価

評価項目の得点を合計し、100点満点に換算して、ランクを5段階で表示するので、以下のランクを参考に、複数の評価項目に関連するコメント、課題・

問題点について総合的な評価を行った。

総合評価のランク

ランク	評価点	内 容
A	86以上	優れた取組が多く、十分成果が上がっている。
B	71～85	優れた取組がいくつかあり、成果が上がっている。
C	56～70	一定の成果は上がっているが課題もあり、更なる取組によって上位を目指す必要がある。
D	41～55	成果が十分に上がっておらず、改善の余地が多く、更なる改善が必要である。
E	40以下	成果がほとんど上がっておらず、抜本的な見直しが必要である。

(3) 点検・評価項目について

教育委員会では、「曾於市教育行政の基本理念」に基づき、平成28年度においては7の重点施策を柱として、45項目に分類し、諸施策・事業を総合的に推進している。

今年度の点検・評価にあっては、次の5つの主要事業について点検・評価を行うものとする。

＊事業項目

総務課実施事業（財部分室）

- 1 財部小・北小・南小通学バス運行事業

学校教育課実施事業

- 2 I C T支援員配置事業
- 3 特別支援教育支援員配置事業

社会教育課実施事業

- 4 曾於市まちづくり行政情報出前講座事業
- 5 かごしま学校応援団事業

様式第2号（第11条関係，第12条関係）

点検・評価報告書

項 目	財部小・北小・南小通学バス運行事業
-----	-------------------

事業年度	平成30年度	事業番号	1	事業名	財部小・財部北小・財部南小通学バス運行事業
------	--------	------	---	-----	-----------------------

判 定			
総 合 ラ ン ク	評 価 項 目		
	適応性	2	市民ニーズや社会経済情勢の現状に適しているか。
		3	事業を市が行う必要があるか。
	有効性	3	事業の目的に照らして効果的な手法か。
		3	施策や運営方針等の目的の実現に寄与しているか。
C (68)点	目 標 達成度	3	目標の水準は適切か。
		3	計画どおりに目的を達成できたか。
	経済性 効率性	2	コストは縮減しているか。
		2	事務は効率的に行われているか。

事業の概要 (目的,内容等)	財部地域の遠距離にある及び児童が安全かつ安心できる通学手段の確保を図り,併せて保護者の負担軽減を図るため小学校通学バスを運行する。
事業の実績 及び成果	合併前の旧財部町で運行していたものが,現在まで引き継がれている。近年,財部北小学校及び財部南小学校の利用者が減っているが,児童の安全面,保護者の負担軽減を考慮すると一定の成果がある。
事業の課題等 取組の方向性	小学校通学バスは末吉・大隅地域では運行されていないため,地域間でバランスがとれていない。今後,保護者や学校の意見を聞きながら,通学手段の公平性や事業コスト及び継続運行について検討していく必要がある。

※ 外部評価委員会委員による評価,意見

極めて公平性を欠いており,現状では,市民の理解を得がたい事業内容である。 また,利用児童の減少により,コスト高となっている。学校,保護者及び関係者を交えた対策会議等を開催し,安心安全,かつ公平な通学手段を確立する必要がある。

※ 教育委員会委員による評価

遠距離通学児童の安全・安心な通学を守る目的は理解できるが、地域間格差が長年の懸案事項となっているので、課題解決に向けての方策を考慮すべき時期にきていると思われる。

課題解決にあたっては、他市町村の現状把握、距離に応じた通学補助金制度等幅広く検討する必要がある。

また、通学バスの利用条件を変更するような場合が生じたら、経過措置等を含め、保護者等に丁寧な説明を行い理解を得る必要がある。

その上で曾於市内の児童すべてに安心・安全で公平な通学手段を実現すべきである。

様式第2号（第11条関係，第12条関係）

点検・評価報告書

項 目	I C T 支援員配置事業
-----	---------------

事業年度	平成30年度	事業番号	2	事業名	I C T 支援員配置事業
------	--------	------	---	-----	---------------

判 定			
総 合 ラ ン ク	評 価 項 目		
	適応性	4	市民ニーズや社会経済情勢の現状に適しているか。
		4	事業を市が行う必要があるか。
	有効性	4	事業の目的に照らして効果的な手法か。
		4	施策や運営方針等の目的の実現に寄与しているか。
A (92)点	目 標 達成度	4	目標の水準は適切か。
		4	計画どおりに目的を達成できたか。
	経済性 効率性	3	コストは縮減しているか。
		3	事務は効率的に行われているか。

事業の概要 (目的,内容等)	授業における教職員の電子黒板やタブレット型コンピュータの活用能力を高め、本市 I C T 教育を充実させる。さらに遠隔授業やプログラミング教育の推進を図る」ため支援員を配置する。
事業の実績 及び成果	1 教職員に対し校内研修で指導を行う。(新任者，個人，グループ単位) 教職員に対し I C T を活用した授業づくりについて支援を行う。担任との T T による授業を行う。 2 教職員に対しセキュリティポリシーに関する指導, 情報モラルに関する指導を行う。 3 児童生徒に対し情報教育に関する授業で担任と連携して指導補助を行う。 4 スカイプ等を活用した遠隔授業のための準備・支援を行う。
事業の課題等 取組の方向性	I C T 支援員は、要請を受け各小中学校を巡回して教職員に対して、適切に指導，支援を行っており，成果を上げている。 次期学習指導要領においてプログラミング教育が必修化されるに当たり，本事業の有用性はますます高まる。学校が本事業を今後さらに積極的に活用し，成果を上げてもらう必要がある。

※ 外部評価委員会委員による評価，意見

小学校英語教育とともに，プログラミング教育が必修化されることでICT教育支援員の役割は大きい。また，支援員の業務は多岐にわたっていることから，役割を明確化することが重要である。

さらに，すべての学校で，プログラミング教育を充実させるためには，研修等を実施し教職員の基礎的ICT教育の指導力の向上に取り組む必要がある。

※ 教育委員会委員による評価

外部評価のAランクが示す通り本事業は，児童・生徒，教職員共にICT教育の充実・成果が高く評価できる。

本事業の積極的な取組を推進するため，支援員の配置を，機器メンテナンスとプログラミング教育やICT推進授業支援等の担当を明確にするなどして，専門性の高い人材を確保し，教職員の指導力向上の支援を行い，ICT教育に対する意識を益々向上させることが必要である。

様式第2号（第11条関係，第12条関係）

点検・評価報告書

項 目	特別支援教育支援員配置事業
-----	---------------

事業年度	平成30年度	事業番号	3	事業名	特別支援教育支援員配置事業
------	--------	------	---	-----	---------------

判 定			
総 合 ラ ン ク	評 価 項 目		
	適 応 性	4	市民ニーズや社会経済情勢の現状に適しているか。
		4	事業を市が行う必要があるか。
	有 効 性	4	事業の目的に照らして効果的な手法か。
		4	施策や運営方針等の目的の実現に寄与しているか。
A (98)点	目 標 達成度	4	目標の水準は適切か。
		4	計画どおりに目的を達成できたか。
	経 済 性 効率性	4	コストは縮減しているか。
		4	事務は効率的に行われているか。

事 業 の 概 要 (目的,内容等)	小・中学校に在籍する児童生徒で，特別な教育的支援を必要とする児童生徒への個別の支援等を充実させるために，対象となる児童生徒に寄り添い，日常生活の介助，健康・安全の確保，学習活動上の支援などを行う。
事 業 の 実 績 及 び 成 果	1 基本的な生活習慣確立のための日常生活上の介助 2 発達障害の子どもに対する学習支援 3 教室を飛び出して行く児童生徒に対する安全確保や居場所の確認 4 学習活動，教室間移動等における介助 5 子どもの健康・安全確保関係 6 学校行事における介助 7 周囲の子どもの障害理解促進
事 業 の 課 題 等 取 組 の 方 向 性	昨年度に引き続き17人配置され，支援体制の整備・拡充を進めることができたが，市民，学校のニーズは非常に高く，今後増加することが予想される様々な障がいのある児童生徒に対するきめ細やかな支援の充実のために，支援員の増員を図る必要がある。

※ 外部評価委員会委員による評価，意見

支援を必要とする児童・生徒が増加する中，学校から配置要望も増えている。

一方，このことに対応する担任の指導力向上を図る必要もある。

今後，限られた財源の中で，支援員の役割を学校内で十分認識し，必要な人数を，適材適所で配置していくことが望まれる。

※ 教育委員会委員による評価

指導主事の積極的な関わりが功を奏し，成果を上げている事業であり，ニーズも高い。

支援員の資質向上のため必要な研修等を行い，支援を必要とする児童・生徒が，より効果的な学習成果を上げると共に，安心・安全な学校生活を送れるよう期待する。

様式第2号（第11条関係，第12条関係）

点検・評価報告書

項 目	曾於市まちづくり行政情報出前講座
-----	------------------

事業年度	平成30年度	事業番号	4	事業名	曾於市まちづくり行政情報出前講座
------	--------	------	---	-----	------------------

判 定				
総 合 ラ ン ク	評 価 項 目			
	適応性	4	市民ニーズや社会経済情勢の現状に適しているか。	
		3	事業を市が行う必要があるか。	
	有効性	4	事業の目的に照らして効果的な手法か。	
		3	施策や運営方針等の目的の実現に寄与しているか。	
A (89)点	目 標 達成度	4	目標の水準は適切か。	
		4	計画どおりに目的を達成できたか。	
	経済性 効率性	4	コストは縮減しているか。	
		3	事務は効率的に行われているか。	

事業の概要 (目的,内容等)	市民の生涯にわたる学習の機会の増大が求められていることにかんがみ，市役所や公的機関等の担当職員が出向いて講師を務め，市民の自主的な学習活動を支援し，本市における生涯学習によるまちづくりを振興することを目的とする。
事業の実績 及び成果	行政情報出前講座として，各課から1～3講座を準備し，平成30年度は全30講座の設置となる。その中より，10人以上からなる市内在住・在勤・在学団体の申し込みに応じて，市役所や公的機関等の担当職員が出向き講座を実施する。
事業の課題等 取組の方向性	申込者としては，自治会や，地域のサロン活動，公民館が多く，学校や社会福祉協議会の活動等でも利用されている。毎年申し込みを行っている団体もあり，申込者からの結果報告書では概ね満足したとの感想が多く見られる。 課題としては，申込み傾向として，毎年一部の講座への偏りが見られ，ここ数年申し込みの無い講座が多い点である。

※ 外部評価委員会委員による評価，意見

市役所職員を活用することで，コストを抑えられている事業である。申込数の少ない講座については，内容や講座名等を検討する必要がある。

また，興味深い講座もあるので，積極的な市民への周知活動を行っていくべきである。

※ 教育委員会委員による評価

出前講座として，30講座を設置していることは，市民の行政への関心を高める意味でも効果を上げ評価すべきである。

また，出前講座利用者の声を，総合大学のパンフレットに記載するなどして広報活動を積極的に行うことが求められる。

さらに，「社会教育の視点か」，「行政参画の視点か」目的をしぼることにより，取り扱う部署や内容等を見直し，講座メニューをリニューアルすることで，市民の関心を高めることも期待される。

様式第2号（第11条関係，第12条関係）

点検・評価報告書

項 目	かごしま学校応援団事業
-----	-------------

事業年度	平成30年度	事業番号	5	事業名	かごしま学校応援団事業
------	--------	------	---	-----	-------------

判 定			
総 合 ラ ン ク	評 価 項 目		
	適 応 性	3	市民ニーズや社会経済情勢の現状に適しているか。
		4	事業を市が行う必要があるか。
	有 効 性	3	事業の目的に照らして効果的な手法か。
		4	施策や運営方針等の目的の実現に寄与しているか。
A (86)点	目 標 達成度	4	目標の水準は適切か。
		3	計画どおりに目的を達成できたか。
	経 済 性 効率性	4	コストは縮減しているか。
		3	事務は効率的に行われているか。

事 業 の 概 要 (目的,内容等)	学校のニーズに応じ，地域ぐるみで学校運営を支援することを通して，地域の教育力を向上させ，地域全体で子どもを守り育てる環境をつくる。また，次のような効果を出すことを目的としている。 学 校 ・充実した教育活動を行うことができる。 子 ども ・多くの体験や経験ができる。 ・きめ細やかな支援が受けられる。 ・コミュニケーション能力が向上する。 ・規範意識が向上する。 地 域 ・学びを生かす場ができる。(生涯学習社会の形成，生きがいづくり) ・学校を中核とした地域の絆の再構築できる。
事 業 の 実 績 及 び 成 果	平成23年度から本格的に実施され，平成27年度には「財部北校区学校応援団地域本部」が，優れた「地域による学校支援活動」推進に係る文部科学大臣表彰を受けている。また，平成29年度は延べ10,067人の学校ボランティアが延べ3,176回学校の要請で，活動している。本年度は1学期で，延べ3,111人の学校ボランティアが延べ887回学校の要請で，活動しており，全体的に見ると活発な応援団活動が行われている。

事業の課題等 取組の方向性	課題としては、①中学校の応援活動の幅を広げる(現在、部活動の指導のみ)。②ボランティア登録数を増やす。③地域コーディネーターが、小学校教頭が担っている地域が多くある。教頭の仕事を増やす原因になっているところもあるので、教頭以外をあてるよう各地区公民館に依頼していく。④地域学校協働活動への移行をスムーズに行う。そのため、今までは学校のニーズに対する応援活動のみであったが、今後は地域のニーズに学校が応じる活動を実施していくよう啓発していく。
------------------	--

※ 外部評価委員会委員による評価、意見

地域の多様な人々とふれあい学ぶことのできる有意義な事業である。新たな地域人材の掘り起こしを行うことが今後必要である。 また、コーディネーターの役割が、大きいので継続的に担っていける人材登用が望まれる。
--

※ 教育委員会委員による評価

学校のニーズに合わせ活発な活動がなされ、地域・保護者とも連携し、定着している事業である。 一方、活動のマンネリ化や地域によっては人材不足も予想されるので、広域的な学校応援団組織の在り方を考慮し、事業の更なる活性化が図られていくことを期待する。

資料 1 点検・評価に係る経過

平成30年

12月18日 第1回曾於市教育委員会の権限に属する事務の外部評価委員会

- (1) 委嘱状交付
- (2) 曾於市の教育の現状について
- (3) 曾於市教育事務の管理執行状況に係る点検・評価の実施方針及び実施マニュアル（平成29年度事業）について
- (4) 平成30年度外部評価選定事業について
- (5) 次回会議について

平成31年

1月30日 第2回曾於市教育委員会の権限に属する事務の外部評価委員会

- (1) 学校給食試食（大隅学校給食センター）
- (2) ICT支援員配置事業について
- (3) 特別支援教育支援員配置事業について
- (4) 次回会議等について
- (5) 支援員配置事業視察（笠木小学校→大隅北小学校）
- (6) その他

2月28日 第3回曾於市教育委員会の権限に属する事務の外部評価委員会

- (1) 曾於市まちづくり行政情報出前講座について
- (2) かごしま学校応援団事業について
- (3) 財部小・北小・南小通学バス運行委託事業について
- (4) 外部評価選定事業の委員意見について
- (5) 次回会議等について
- (6) その他

3月11日 第4回曾於市教育委員会の権限に属する事務の外部評価委員会

- (1) 外部評価選定事業の委員意見について
- (2) 報告書（案）について
- (3) その他

5月14日 教育委員自主研修会

- (1) 教育委員による評価及び総括について

6月10日 令和元年第6回（6月）定例教育委員会

- (1) 議案「教育委員会に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価報告書について」

6月下旬 市長への報告

7月上旬 曾於市議会文教厚生常任委員会への提出・ホームページ掲載

資料 2

曾於市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び 評価の実施に関する規則

平成21年 6 月 1 日
教育委員会規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条の規定に基づく曾於市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（以下「点検及び評価」という。）を実施することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たすため、その実施に関し基本的事項を定めるものとする。

(点検及び評価の対象)

第 2 条 点検及び評価の対象は、曾於市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）に掲げられた施策及び施策を構成する事業（以下「施策等」という。）であって、教育長が定めるものとする。

(点検及び評価の時点)

第 3 条 点検及び評価は、当該年度の施策等の進捗状況を総括するとともに、課題又は今後の取組みの方向性を示すものとして当該年度終了後速やかに実施するものとする。

(点検及び評価の主体)

第 4 条 点検及び評価の対象となる施策等を担当する主務課長（以下単に「主務課長」という。）は、当該施策等を企画立案し、及び遂行する立場から、評価対象の施策等について自ら点検及び評価を行うものとする。

(点検及び評価の視点)

第 5 条 点検及び評価は、次の視点を基本として行う。

- (1) 市民等の視点 市民やサービスの受け手のニーズを的確に把握し、迅速に対応しているか。
- (2) コスト削減の視点 全体経費を把握し、効率的・効果的な執行が図られているか。
- (3) 職場活性化の視点 仕事を客観的に見つめ直し、コスト意識やサービス精神の改善が図られているか。

(点検及び評価の手法)

第 6 条 点検及び評価に当たっては、できる限り具体的な指標を用いるものとする。

(点検・評価シート)

第 7 条 点検及び評価は、点検・評価シート（様式第 1 号）により行うものとする。

(実施手続)

第 8 条 主務課長は、点検・評価シートをとりまとめ、教育委員会総務課長に提出

するものとする。

（実施方針）

第9条 教育長は、事務の点検及び評価の計画的かつ着実な推進を図るため、事務の点検及び評価に関する実施方針を定めなければならない。

2 実施方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 事務の点検及び評価の実施に関する基本的な方針
- (2) 事務の点検及び評価の対象に関する事項
- (3) 事務の点検及び評価の視点に関する事項
- (4) 事務の点検及び評価の方法に関する事項
- (5) その他事務の点検及び評価の実施に関し必要な事項

（意見の聴取）

第10条 教育委員会は、点検及び評価について客観性及び公平性を確保するため、学識経験者等第三者による組織（以下「第三者機関」という。）を設置し、第8条の規定により提出された点検・評価シートに対し意見を聴取するものとする。この場合において、第三者機関は、必要に応じ主務課に対しヒアリングを実施することができる。

（教育委員会への付議等）

第11条 教育長は、提出された点検・評価シート及び第三者機関の意見を基に点検・評価報告書（様式第2号）の案を作成し、教育委員会の会議（以下「会議」という。）に付議するものとする。

2 教育委員は、前項の点検・評価報告書に基づき、会議において最終的な点検及び評価を行うものとする。

（市議会への提出及び公表）

第12条 教育長は、会議で議決された点検・評価報告書を、毎年6月に市議会へ提出するものとする。

2 前項の提出の後に、市のホームページ及び広報誌に掲載するなど市民が容易に情報を入手できる方法で公表するものとする。

（点検及び評価結果の反映）

第13条 主務課長は、点検及び評価の結果を踏まえて、基本計画の推進、予算要求等を行うものとする。

（その他）

第14条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成21年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 第2条の規定にかかわらず、曾於市教育振興基本計画が策定されるまでの間は、

同条中「曾於市教育振興基本計画」とあるのは「曾於市教育行政要覧」と読み替えるものとする。